

令和５年度
第１３回一宮市農業委員会総会
議 事 録

と き：令和６年３月２８日（木）

ところ：一宮市役所本庁舎１４０１会議室

一宮市農業委員会

一宮市農業委員会 第13回総会 議事録

令和6年3月28日（木）開催

<議事日程>

日程第1 議事録署名者の選出について

日程第2 第1号議案 農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について

日程第3 第2号議案 一宮市農業委員会事務局規程の一部改正案について

第3号議案 一宮市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の見直しについて

第4号議案 農業委員会による最適化活動の目標について

日程第4 提出議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請許可決定について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請意見決定について

議案第3号 農用地利用集積計画決定について

日程第5 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理報告について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出受理報告について

報告第3号 買受適格証明願（5条届出）報告について

報告第4号 現況証明報告について

<出席委員>

（農業委員：18名）

1番 酒井 敏夫

2番 岩田 良彦

3番 奥 智子

4番 熊澤 宣明

5番 坂井 利弘

6番 林 泰江

7番 近藤 篤誼

8番 佐野 正実

9番 （欠席）

10番 酒井 正明

11番 小島 かな子

12番 内藤 秀基

13番 青山 真由美

14番 佐々 均

15番 浅野 富士男

16番 星野 幸代

17番 成瀬 宏満

18番 杉本 ひろ子

19番 江寄 正雄

（農地利用最適化推進委員：14名）

1番 木村 光男

2番 伊藤 末雄

3 番 伊藤 則夫
5 番 重松 健三
7 番 木全 博
9 番 (欠席)
11 番 (欠席)
13 番 梶田 政弘
15 番 (欠席)
17 番 川井 達朗

4 番 後藤 一敏
6 番 柴山 守男
8 番 浅井 孝義
10 番 立山 克生
12 番 後藤 充治
14 番 森 義光
16 番 大宮 憲治

<欠席委員>

(農業委員：1名)

9 番 岩田 健司

(農地利用最適化推進委員：3名)

9 番 安田 正雄

11 番 青山 豊

15 番 市川 隆久

<事務局>

事務局長 加藤 勝明
課長補佐 近藤 周二

専任課長 角田 篤彦
主 査 神尾 伊吹

<農業振興課>

課長 落合 邦彦
課長補佐 長澤 洋司
主 任 平野 智美

専任課長 木全 康夫
主 査 渡辺 志保

開 会 (午後2時00分)

【加藤事務局長】

皆様、こんにちは。

定刻となりましたので、ただいまより「令和5年度第13回目の農業委員会」を開催させていただきます。

はじめに熊澤会長さんより、ごあいさつをいただきますので、よろしくお願いいたします。

【熊澤会長】

あいさつ

【加藤事務局長】

この後、総会を開催しますが、総会の議長につきましては、「一宮市農業委員会総会会議規則」第5条の2の規定に基づき、会長が総会の議長となっておりますので、以後の議事の取り回しについて、会長さん、よろしくお願いいたします。

開 会（午後2時05分）

【熊澤議長】

それでは、ただいまから、第13回総会を開催いたします。本日の出席委員は、19名中18名出席ですので、会議は成立しております。お手元に配布しております次第に従いまして会議を進めさせていただきます。

はじめに、日程第1「議事録署名者の選出について」をお願いいたします。慣例に従いまして、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。

議 場 [異議なしの声]

【熊澤議長】

異議なしとのことですので、私から指名させていただきます。2番 岩田良彦委員さん、3番 奥智子委員さんのご両名をお願いいたします。

続きまして、日程第2「第1号議案 農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について」を議題とします。

本日、市農業振興課の担当職員が同席しておりますので、説明をお願いいたします。

【落合農業振興課長】

農業振興課長の落合でございます。本日はお忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日の第1号議案「農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について」、担当者より内容をご説明させていただきます。委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願いいたします。

【渡辺農業振興課主査】

農業振興課の渡辺です。それでは、第1号議案の「農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について」の説明に入ります。着座にて失礼します。

本議案は、令和5年11月16日から令和6年2月15日までに、各事業計画者から申し出がありました、除外13件・用途区分変更1件の農用地利用計画の変更について記載しています。また、関係各課との協議の結果、他法令の許認可の見込みがあることを確認しております。資料の見方ですが、1枚めくっていただきますと、見開きで上には配置図が、下には申出者や該当地の詳細図が記載してあります。番号はそれぞれ左上に記してあります。地図上の緑色は農用地区域内農地、桃色は申出地、黄色は実家や本家、事業地や既存駐車場、茶色は農業用施設用地、青色は一体利用地を示しており、右端の「意見等」の欄は、該当する土地改良区などを記載しております。

なお、各土地改良区と農協から、いずれも計画変更は“やむを得ない”とのご意見をいただいています。

各申出地につきましては、いずれも周辺土地で交渉を行い不調となっており、除外はやむを得ないものと考えます。それでは、個々の説明に移ります。

1番から4番は分家住宅です。申出者は、家財道具が増え、現在の借家では手狭になってきたため、申出地に分家住宅を計画したものです。5番、沿道サービス施設（飲食店）です。申出者は、日本全国で多くの店舗を運営していますが、事業拡大に向け調査をした結果、来客が見込める申出地に計画したものです。6番、工場です。申出者は、受注量の増加に伴い、生産量を増産したいが、現工場では拡張する余地がないため、申出地に工場の移転を計画したものです。7番、物流倉庫です。申出者は、新規の業務契約の受注に対応するため、申出地に物流倉庫を計画したものです。8番、駐車場です。申出者の夫が、仕事の都合で業務用のトラックで帰宅することになりましたが、自宅には駐車スペースがないため、申出地に駐車場の増設を計画したものです。9番、駐車場です。申出者は、経営している歯科医院が賃借している従業員用駐車場の返却を土地所有者から求められたため、申出地に駐車場の移設を計画したものです。10番、駐車場です。申出者は、借用している倉庫が老朽化により取り壊しになる事を機に、営業所の業績が他のエリアより伸びている一宮市内の物流施設に入居し、業務拡大と効率化を図る事にしました。しかし、事業用及び従業員用の駐車場が施設内では不足することから申出地へ駐車場を計画したものです。11番、駐車場です。この11番のみ、上、下に配置図が、1枚めくったところに詳細図があります。申出者は、昨年夏、新たに病院南館の運用を始めましたが、受付窓口の増設や外来患者等利用者の増加、またそれらに伴う職員の増員、来年度の新規採用職員に対応するため、申出地に駐車場の増設を計画したものです。12番、資材置場です。申出者は、仮設足場工事業に加え、親会社の支援のもと、足場資材のリース業の業績が伸びており、既存の資材置場だけでは手狭になってきたため、申出地に資材置場の増設を計画したものです。13番、

資材置場です。申出者は、重軽量鉄骨建築の取扱量が年々増え、既存の資材置場だけでは手狭になってきたため、申出地に資材置場の増設を計画したものです。14番、農業用倉庫です。本申出は、農業用倉庫を建築するため、農用地区域内の用途区分を農地から農業用施設用地へ変更するものです。

以上、令和6年2月の除外・用途区分変更申出の説明とさせていただきます。

なお、直近で農地転用が提出できる令和5年8月の除外申出について、9月の農業委員会でご意見をお伺いしましたが、10件すべてについて、先月2月に農地転用が提出されていますのでご報告いたします。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、市農業振興課より説明がありました。

最初に、該当地区の委員さん、現地について、何かご意見があればお願いします。

【江寄委員】

5番の案件について、排水はどうなっていますか。

【渡辺農業振興課主査】

5番の排水につきましては、除外にあたり、道水路管理課に排水の見込みありと確認した書類が添付されており、行政書士より農事組合長にも確認したと聞いております。また、排水先の側溝から中央道沿いの水路へ流れこむことについても県建設事務所に確認しています。再度確認します。

【江寄委員】

この地区では、用水路に浄化槽の排水を流すことは認められないと聞いています。周辺の施設も用水路には放流していません。今回、方針が変わるのはどうかと思います。中央道の中に排水管があるので、許可を取ってそこに直接流してもらえれば良いかと思います。

【熊澤議長】

次に、ほかの委員さんから、ご意見・ご質疑がありましたらお願いします。

【浅野委員】

11番の駐車場ですが、除外や農転が何度も出てきますが、将来的な考え方はどのようなになっているのでしょうか。

【渡辺農業振興課主査】

農振除外につきましては、必要最低限の面積しか申し出ができませんので、必要とする面積の根拠を示して申出をしていただいております。今回の除外の申出理由としましては、病院南館のオープンに伴い、患者数の増加していること、それに伴い職員の増員していること、また、メディカルサポートセンターの患者数の増加、新規採用職員の採用を予定していることなどによるものです。

【浅野委員】

11番の事業者は、駐車場などで何度も、除外や農転が出てきます。

農業振興地域（の農用地区域）は、農業をするために農地を守っていくところですから、除外をするにしても、何年先を考えての計画なのかを相手方によく聞いて進めていただきたいと思います。

【落合農業振興課長】

ただいま、貴重なご意見をいただきましたので、今後内部で検討して進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【熊澤議長】

他に、ご意見・ご質疑はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

特にご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手多数と認めます。よって、第1号議案「農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について」は、除外に対しやむを得ないものとさせていただきます。

<市農業振興課職員 退席>

【熊澤議長】

続きまして、日程第3を議題とします。はじめに、第2号議案「一宮市農業

委員会事務局規程の一部改正案について」を議題といたします。事務局、説明願います。

【神尾主査】

第2号議案についてご説明申し上げます。

第2号議案は、一宮市農業委員会事務局規程の一部改正案についてです。

一宮市では、事務分掌規則等の一部改正により、市長部局が所管する例規に規定されている補職名「主監」を削除し、新たに担当業務を示した「課長」を置くこととなりました。これに伴い、一宮市農業委員会においても、事務局規程の一部を改正するものです。改正内容は、下段の表のとおり、改正前の「主監」を改正後において「課長」と改めるものです。なお、事務局長については第1項に定めがあります。また、現在、農業委員会事務局において「主監」該当職の職員はおりません。説明は以上でございます。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

他にご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手多数と認めます。よって、第2号議案「一宮市農業委員会事務局規程の一部改正案について」は、原案どおり可決・決定することといたします。

続きまして、第3号議案「一宮市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の見直しについて」を議題といたします。事務局、説明願います。

【近藤課長補佐】

第3号議案 一宮市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の見直しについて、ご説明させていただきます。

令和5年4月1日施行の改正農業委員会法により、「農地等の利用の最適化の

推進に関する指針」の作成が、努力義務から必須へと変わり、全ての農業委員会で作成することとされています。一宮市農業委員会の「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」は、令和12年を目標として策定されています。

この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する「愛知県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」及び改正基盤法第6条第1項に規定する「一宮市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」を踏まえた農業委員会の長期的な目標であり、愛知県の基本方針や一宮市の基本構想の改定された際には見直しが必要となります。今回は、令和5年度に改定されました、「愛知県の基本方針」及び「一宮市の基本構想」との整合を図るため、指針の見直しを行うものです。

それでは、概要について、目標値や変更点を中心に説明させていただきます。お手元のA3資料をご覧ください。左側が「見直し前」、右側が「見直し案」です。はじめに、1ページ目の「第1 基本的な考え方」の下から6行目、目標年度を「令和14年度」に修正します。2ページをお願いします。

「第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法」の「1 遊休農地の発生防止・解消について」(1) 遊休農地の解消目標につきましては、令和6年3月の現状は14ha、3年後の令和9年3月の目標値は12ha、令和15年3月の目標値を10haと設定します。3ページをお願いします。

「2 担い手への農地利用の集積・集約化について」(1) 担い手への農地利用集積目標につきましては、愛知県の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」では、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標として県全体の農用地の利用に占める面積のシェアを80%と設定しており、一宮市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」では、効率かつ安定的な農業経営を営む者(認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者及び集落営農経営)が利用集積(自己所有、借入れ、特定農作業受託)している面積が、地域における農用地に占める面積のシェアの目標を50%と設定しています。令和6年3月の現状は95ha、3年後の令和9年3月の目標値は400ha、令和15年3月の目標値を1,250haと設定します。また、参考である「担い手の育成・確保」につきましては、表記載のとおりです。4ページをお願いします。

中段あたり、「3 新規参入の促進について」(1) 新規参入の促進目標につきましては、愛知県の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」に掲げられた新規就農者の確保目標200人を踏まえ、一宮市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」では年間3人の新規就農者の確保を目標としていることから、新規参入者数「3経営体」、新規参入者取得面積「1ha」と設定します。

以上、一宮市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の見直しについて、ご説明させていただきました。よろしくお願いします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

【浅野委員】

地域計画に関連する部分で、担い手への農地の集積・集約化の目標として、現状 95ha、3年後 400ha、10年後 1,250ha と設定とありますが、これを実現できるだけの後継者がいるのでしょうか。例えば、私は稲作を行っていますが、これだけ米価が下がっている状況で後継者がいるのでしょうか。地域計画を農業委員会としてどうしていくか、よく話し合う必要があると思います。法律（農業経営基盤強化促進法）が改正されて、地域計画を作って、農業委員会が目標地図の素案を作らなければならない。地域計画は、令和 7 年 3 月までとなっていますが、そのあたり事務局はどのように考えていますか。

【熊澤議長】

ここで、暫時休憩とします。

休 憩（午後 2 時 4 0 分）

<休 憩>

再 開（午後 3 時 1 0 分）

【熊澤議長】

休憩を閉じて、議事を再開します。

今後、地域計画について、事務局より農業委員、推進委員に対して勉強会等を開催して進めていくようにさせていただきます。そのうえで第 3 号議案について採決を取らせていただきます。よろしいでしょうか。

議 場 [発言なし]

【熊澤議長】

それでは、第 3 号議案「一宮市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に

関する指針」の見直しについて」を採決させていただきます。本案に賛同される方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手多数と認めます。よって、第3号議案「一宮市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の見直しについて」は、原案どおり決定することといたします。

次に、第4号議案「農業委員会による最適化活動の目標について」を議題といたします。事務局、説明願います。

【近藤課長補佐】

第4号議案の「農業委員会による最適化活動の目標について」ご説明申し上げます。

令和4年2月2日付、農林水産省経営局長通知「農業委員会による最適化推進活動の推進等について」に基づき、農業委員会は毎年度、最適化活動の目標を設定し、最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について点検・評価し、農地法第37条の規定によりその結果を公表するとともに、都道府県知事に報告することとされています。

今回は「令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）」について、ご審議のうえ決定していただくものです。本日、お手元にお配りしましたA4縦両面印刷2枚組の用紙（案）をご覧ください。

「Ⅰ．農業委員会の状況」につきましては、令和6年4月1日の状況で記載してあります。2ページをお願いします。

「Ⅱ．最適化活動の目標」の「1 最適化活動の成果目標(1)農地の集積」につきましては、「①現状及び課題」として、管内の農地面積2,730haに対し、これまでの集積面積が95.5haですので、集積率は3.5%となります。課題としては、経営規模の拡大を希望する認定農業者等の借り手が少ないこと、分散化したほ場の集積化を図る必要があること、農地中間管理機構の活用により担い手への利用集積を進め、規模拡大や作業効率の向上を図る必要があることを挙げております。

次に「②目標」として、農地の集積の目標年度を令和14年度、集積率を50%としております。一宮市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」では、効率かつ安定的な農業経営を営む者（認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者及び集落営農経営）が利用集積（自己所有、借入れ、特

定農作業受託)している面積が、地域における農用地に占める面積のシェアの目標を50%と設定していることによるものです。

当市の集積率は低い状況にありますが、今後も農地中間管理機構の活用により担い手への利用集積を進め、規模拡大や作業効率の向上を図る必要があることから、今年度の新規集積面積を40haとし、今年度末の集積面積の累計は135.5ha、集積率を5.0%と設定します。

次に「(2)遊休農地の解消」につきましては、「①現状及び課題」の1号遊休農地面積は、令和5年度の利用状況調査により14.1haと判明しました。うち緑区分の遊休農地面積は同じく14.1haです。黄区分の遊休農地はありません。

この緑区分とは、草刈等により耕作することが可能な遊休農地です。また、黄区分とは、基盤整備等の条件整備により再生可能となる遊休農地で、関係機関と協議のうえ工程表を策定することを目標とするものです。

課題としては、遊休農地所有者への意向調査を実施し、自ら耕作できない農地を担い手へ結びつけることが必要としております。

次に「②目標」の「ア既存遊休農地の解消、a緑区分の遊休農地の解消」については、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地を5年間で解消することとされておりますので、解消目標面積は2.9haとなります。

また、「イ新規発生遊休農地の解消」は、前年度(令和5年度)に新たに判明した緑区分の遊休農地を当該活動年度に解消することを目標とするので、令和5年度に新たに判明した2.1haが解消目標となります。

次に「(3)新規参入の促進」につきましては、「①現状及び課題」として、令和3年～5年の実績を記載しています。課題としては、認定農業者等の地域の担い手の高齢化が進んでおり後継者や就農意欲がある若手が少ないこと、新たに農業経営を開始する際の資金や農地の確保、農業技術の習得等を挙げております。

「②目標」については、上段に過去3年間の権利移動面積として、農地法第3条許可及び農業経営基盤強化促進法に基づき公告された農用地利用集積計画による権利移動面積を記載し、その平均が17.6haとなります。

下段の新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積については、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上とされておりますので、2haと設定します。

続きまして「2最適化活動の活動目標(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標」につきましては、1人当たりの活動日数として月7日と設定します。

「(2)活動強化月間の設定目標」については、年間3ヶ月以上の設定を求められておりますので、記載のとおり6月、1月、2月を活動強化月間とします。

「(3)新規参入相談会への参加目標」については、一宮市・稲沢市・愛知西農

業協同組合が共同で開催する、はつらつ農業塾担い手コース説明会への参加を設定します。

「令和6年度の最適化活動の目標の設定等（案）」についての説明は以上でございます。ご審議のほど宜しくお願いします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

【坂井委員】

新規参入者について、下限面積の撤廃によって、新たに農業を始められる方はどこに記載されていますか。

【加藤事務局長】

新規参入者につきましては、農地法第3条許可での小規模な新規参入者ではなく、担い手としての新規参入者となりますので、認定新規就農者等の方の新規参入数になります。

【熊澤議長】

他にご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

他にご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手多数と認めます。よって、第4号議案「農業委員会による最適化活動の目標について」は、原案どおり可決・決定することといたします。

続きまして、日程第4「提出議案」を議題とします。はじめに、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請許可決定について」を議題といたします。事務局、説明願います。

【近藤課長補佐】

それでは、提出議案の表紙をめくりまして、１ページをご覧ください。

議案第１号について、ご説明申し上げます。本案は、農地法第３条の規定による許可申請です。申請内容は、所有権移転１２件、賃借権設定１件です。詳細は、２ページから４ページとなります。

２ページの８９番につきましては、所有権を移転し営農を開始されるものです。９０番から９２番につきましては、経営拡大のため所有権を移転されるものです。９３番につきましては、賃借権を設定し、営農を開始されるものです。３ページの９４番から９８番につきましては、経営拡大のため所有権を移転されるものです。４ページの９９番、１００番につきましては、共有名義の農地を分筆し、それぞれの持分を移転されるものです。１０１番につきましては、所有権を移転し営農を開始されるものです。

以上、農地法第３条許可１３件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

他にご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第１号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、議案第２号「農地法第５条の規定による許可申請意見決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【近藤課長補佐】

提出議案の５ページをご覧ください。

議案第２号について、ご説明申し上げます。本案は、農地法第５条の規定に

よる許可申請です。申請内容は、所有権移転24件、賃借権設定6件、使用貸借権設定8件です。詳細は、6ページから13ページとなります。

6ページの259番から9ページの274番につきましては分家住宅、275番、276番につきましては住宅型有料老人ホームを建築するものです。以上18件の都市計画法上の許可につきましては、いずれも建築指導課と調整済みです。277番から11ページの287番につきましては駐車場、288番につきましては駐車場兼資材置場、12ページの289番から293番につきましては資材置場、13ページの294番につきましてはソフトボール練習場・駐車場・物干し場として利用されるものです。295番につきましては駐車場及び仮設事務所として一時的に利用されるものです。296番につきましては砂利採取のため一時的に利用されるものです。立地基準である農地区分につきましては、各案件右端の備考欄下段のとおりです。また、278番、279番、281番、292番の申請地は新川流域にあたりますので、特定都市河川浸水被害対策法上の許可について治水課と調整済みです。

以上、農地法第5条許可38件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

【浅野委員】

281番、愛知西農業協同組合の駐車場の転用ですが、内容に疑問がありましたので事務局で申請書を確認させていただきました。これについて詳しく説明をお願いします。

【熊澤議長】

具体的にどのような点についてでしょうか。

事務局で内容が分かるようであれば、説明をお願いします。

【角田専任課長】

この案件につきましては、愛知西農業協同組合西成支店北側の駐車場の転用です。現在は支店の前（南側）等を駐車場として利用しており、部会等で利用する際に非常に駐車場が駐車しづらいということで、新たに駐車場を拡大する内容の申請です。浅野委員に申請書を確認していただいたところ、駐車場の出入口の部分が明確ではないこと、また、市道からの乗入れ部分が狭いのでどの

ように出入りするのか、というご指摘をいただきました。また、申請書に添付されている配置図等に道路の幅員の記載がなく、非常にわかりにくいというご指摘もいただきました。このような点につきましては、事務局といたしましても、今後申請者に記載を指導していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【浅野委員】

ただいま説明をいただきましたが、田を埋立てて駐車場を作るということで、916㎡あります。駐車場として何台駐車する計画か疑問に思いましたので、事務局で申請書を確認させてもらいました。それは、支店職員11名で、支店や集出荷場の前に駐車場があります。今回の転用面積916㎡だと、最大40台から50台は駐車できると思います。職員用11台と来客、部会の駐車場で利用すると、なぜこれだけの台数が必要か疑問に思いました。25台程度あれば十分ではないかと思いました。そして、申請書の中の計画図を確認したところ、出入口の記載がない、幅員なども書かれていませんでした。もう少し詳しい計画図をつけてもらわないと、現地を知らない者としては審議できません。だから地区担当の委員が現地確認をして報告してもらう訳ですが、地区担当委員は異常なしで報告されてみえるようです。事務局も、不完全な申請書を受け付けるべきではありません。

【熊澤議長】

今後、事務局としてもご指摘があった件を十分留意して対応するようにお願いします。

【加藤事務局長】

浅野委員からご指摘のとおり、計画図では、南側から車が入りをするということで、出入口のような記載はありますが、前面道路幅員や駐車台数について明確に記載されていない部分がございます。この計画図だけをもった判断はなかなかむづかしいとの指摘でございます。大変申し訳ございませんでした。今後、事務局におきまして審査等を厳正に行わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

【浅野委員】

事務局もしっかり審査をしていただく、計画とおりに転用されるかどうかよく審査して指導するようにしてください。

【加藤事務局長】

先ほども申し上げましたとおり、計画図に道路幅員等の不明瞭な部分がありますので、今後、このようなことがないように厳正に指導していきたいと思えます。また、今回の申請地につきましては、許可通りに履行されるか、事務局で定期的に現地確認を行い注視していきたいと考えておりますのでご理解願います。

【熊澤議長】

事務局より改めて答弁がございました。他にご意見等はございませんか。

議 場 [意見なし]

【熊澤議長】

他にご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手多数と認めます。よって、議案第2号については、原案どおり一宮市長に進達することといたします。

次に、議案第3号「農用地利用集積計画決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【近藤課長補佐】

提出議案の14ページをご覧ください。

議案第3号について、ご説明申し上げます。本案は、農用地利用集積計画決定についてです。詳細は、15ページから16ページとなります。

16ページの1番につきましては、愛知県農地中間管理機構を通じて、賃借権を設定されるものです。2番につきましては、愛知県農地中間管理機構を通じて、使用貸借権を設定されるものです。

以上、農用地利用集積計画につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

他にご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第3号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、日程第5「報告事項」を議題とします。

- ・報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理報告について」
- ・報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出受理報告について」
- ・報告第3号「買受適格証明願（5条届出）報告について」
- ・報告第4号「現況証明報告について」を一括上程いたします。

事務局、説明願います。

【近藤課長補佐】

それでは、事前に郵送いたしました表紙の右肩に報告事項と書いてあります冊子をご覧ください。報告第1号から報告第4号まで一括してご報告申し上げます。表紙をめくりまして、1ページをご覧ください。

報告第1号は、農地法第4条第1項第7号の規定による届出です。今月の報告は、2ページから3ページの7件です。4ページをご覧ください。報告第2号は、農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。今月の報告は、5ページから8ページの所有権移転14件、使用貸借権設定3件です。9ページをご覧ください。報告第3号は、買受適格証明願（5条届出）です。今月の報告は、10ページの5件です。11ページをご覧ください。報告第4号は、現況証明報告です。今月の報告は、12ページの3件です

以上、報告第1号から報告第4号まで一括してご報告申し上げました。よろしくお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局の説明が終わりました。報告第1号から報告第4号について、何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、報告第1号から報告第4号までご承認いただいたものといたします。

それでは、以上をもちまして、第13回総会を閉会いたします。

本日、皆様に配布しております、議案書3冊につきましては、自席に置いたままとして下さいますようお願いいたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

閉 会（午後4時05分）

上記の議事の経過の要領及び結果を明確にするため、議事録署名者において署名する。

議 長 熊澤 宣明

署名者 岩田 良彦

署名者 奥 智子